

	分類	問い合わせ内容	回答
(1)	交付申請	申請の受付は先着順か。	申請書類を受理した順となります。なお、申請書類に不備等があった場合は、修正または追加書類の提出を依頼しますので、ご承知おきください。
(2)	交付申請	国が実施する「子育てエコホーム支援事業」「戸建住宅ZEH化等支援事業」などの補助制度と併用できるか。	併用可能です。国の補助金を受ける場合、事業概要書(第1号様式別紙)に申請予定額の御記入をお願いします。
(3)	交付申請	市町村の補助金と併用できるか。	市町村の補助金との併用も可能ですが、市町村の規定で県の補助金との併用を不可としている場合がありますので、御利用を検討されている市町村の補助制度の御確認をお願いします。
(4)	交付申請	共同名義により建物を購入予定だが、申請書は連名で提出する必要があるか	連名での申請、代表の方からの申請、どちらも可能です。ただし、申請者名は実績報告時に提出する住民票に記載が必要です。
(5)	交付申請	申請書(第1号様式)への押印は必要か。	押印不要となります。
(6)	交付申請	交付申請手続きの際に住民票の写しは必要か。	交付申請時には不要です。ただし、事業完了後の実績報告書の提出時に必要となりますので、ご注意ください。
(7)	交付申請	申請書(第1号様式)と誓約書(第2号様式)の所在地とは、現住所を記載するのか。それとも転居後(建築予定地)の住所を記載するのか。	現住所(住民票上の住所)を記載してください。
(8)	交付申請	建設工事請負契約または売買契約書は、申請受付開始日以降の日付でないといけないのか。	本補助金の申請受付前に中小工務店と契約した場合であっても申請可能となります。
(9)	交付申請	建築確認を行う前に申請してもよいか。	申請には建築確認に係る書類を必要としていないため、申請可能となります。
(10)	交付申請	補助事業の着手とは、どの時点からをいうか。	新築(建売を除く)または既存住宅の改修の場合には工事開始日、新築(建売)の場合には住宅の引渡し日が着手となります。 なお、着手の前後にかかわらず申請可能としていますが、原則、着手の30日後までに申請書類の提出をお願いします。
(11)	交付申請	ZEHの建築や販売を行おうとする事業者は、県にビルダー登録する必要があるか。(国が実施する補助制度のZEHビルダー登録のような制度はあるか。)	ZEHビルダーのような登録制度はありませんので、必要ありません。
(12)	交付申請	個人県民税の納税証明書はどこで取得できるか。	住民税の納付状況を確認しますので、お住まいの市区町村にて市・県民税に係る納税証明書を取得してください。
(13)	交付申請	千葉県外に居住している場合に納税証明書の提出は必要か。	令和6年1月1日現在で千葉県外に居住されていた場合には、提出不要となります。 このような場合は、納税証明書が交付されない旨を記した理由書(任意様式)もしくは現住所地で取得できる納税証明書の提出をお願いします。
(14)	交付申請	交付決定通知書は、施工業者(中小工務店)宛てに送付されるのか。	交付決定通知書は、申請者本人宛てに電子メールにて送付します。なお、電子メールでの受領が困難な場合は、郵送にて送付します。
(15)	事業変更	交付決定を受けた住宅の仕様が変更となった場合、変更申請は可能か	県からの変更承認を受けずに変更することは原則として認められません。ただし、真にやむを得ない事情等により変更を要する事態となった場合には、県へ事前に御相談ください。なお、事前相談を行わずに変更を施した場合、交付決定の取り消しを行います。
(16)	事業完了	いつまでに工事完了すればよいか。	令和7年3月18日までに工事完了、住宅の引渡し、代金の支払いの全てを終え、実績報告書を県へ提出する必要があります。
(17)	事業完了	実績報告書を提出する日までに、補助対象住宅に居住していなければならないか。	事業が完了し、実績報告の段階で取得した住宅に居住している必要があります。必ず住民票の手続きを済ませてください。
(18)	事業完了	交付決定後に、当初の完了予定日までに事業が完了しない見通しとなった場合、どうすればよいですか?	速やかに県までご相談ください。なお、真にやむを得ない場合を除き、令和7年3月18日までに実績報告書の提出ができない場合、交付決定の取消しを行います。